

第 5 5 1 回岡山海区漁業調整委員会
議 事 録

令和 7 年 6 月 2 5 日（水）

【第551回岡山海区漁業調整委員会】

1 日 時 令和7年6月25日（水）13時30分～14時13分

2 場 所 サンビーチOKAYAMA
岡山市北区駅前町二丁目3番31号

3 出席者

[委 員]

会 長	井本 瀧雄		
副 会 長	豊田 安彦		
委 員	國屋 利明	栗田 睦	
	小谷 基	佐上 一彦	
	柴田 悟	平田 晋也	
	福重さと子	藤井 義弘	
	松下 勘次	松本 正樹	
	三宅秀次郎	山口 清貴	

計14名

[水産課]	水産課長	石飛 博敏	総括参事	濱崎 正明
	副 参 事	弘奥 正憲	主 幹	村山 史康

[事務局]	事務局長	中田 千佳子	主 任	日比野 康郎
-------	------	--------	-----	--------

4 審議事項

第1号議案 海面区画漁業権の変更免許について
(結果) 原案どおり承認

第2号議案 岡山県資源管理方針の一部変更について
(結果) 原案どおり承認

第3号議案 知事管理漁獲可能量の設定について
(結果) 原案どおり承認

6 内 容

【中田局長】

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは定刻となりましたので、ただ今から第551回岡山海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の出席委員は14名で、過半数の委員出席となっておりますので、漁業法第145条第1項の規定により、この委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、井本会長、議事進行をよろしくお願いします。

【井本会長】

議事に入る前に、議事録の署名委員を指名させていただきます。

國屋委員、藤井委員、よろしくお願いします。それでは議事に入ります。第1号議案の「海面区画漁業権の変更免許について」、事務局から説明をお願いいたします。

【中田局長】

資料の2ページをご覧ください。令和7年5月14日付けで、知事から「海面区画漁業権の変更免許について」諮問がありました。

漁業法第76条第3項で準用する同法第70条の規定により、漁業権の変更免許申請があった際、当委員会に意見を求めるという案件でございます。

内容につきまして、水産課から説明させていただきます。

【村山主幹】

(海面区画漁業権の変更免許について説明した。)

【井本会長】

ただ今説明を受けた件で、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

【全委員】

(意見なし。)

【井本会長】

御意見もないようですので、第1号議案「海面区画漁業権の変更免許について」、8ページに答申案をつけておりますが、案のとおり答申してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

御異議がないようですので、案のとおり答申することといたします。

続きまして、第2号議案「岡山県資源管理方針の一部変更について」事務局から説明をお願いします。

【中田局長】

資料の１０ページをご覧ください。令和７年５月１４日付けで、知事から「岡山県資源管理方針の一部変更について」諮問がありました。

漁業法第１４条第１０項で準用する同条第４項の規定により、資源管理方針を変更する際に、当委員会に意見を求めるという案件でございます。

内容につきまして、水産課から説明させていただきます。

【村山主幹】

（岡山県資源管理方針の一部変更について説明した。）

【井本会長】

ただ今説明を受けた件で、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

【全委員】

（意見なし。）

【井本会長】

御意見もないようですので、第２号議案「岡山県資源管理方針の一部変更について」、１６ページに答申案をつけておりますが、案のとおり答申してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

御異議がないようですので、案のとおり答申することといたします。

続きまして、第３号議案「知事管理漁獲可能量の設定について」事務局から説明をお願いします。

【中田局長】

資料の１８ページをご覧ください。令和７年５月１４日付けで、知事から「知事管理漁獲可能量の設定について」諮問がありました。

漁業法第１６条第２項の規定により、知事管理漁獲可能量を設定する際に、当委員会に意見を求めるという案件でございます。

内容について、水産課から説明させていただきます。

【村山主幹】

（知事管理漁獲可能量の設定について説明した。）

【井本会長】

ただ今説明を受けた件で、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

【豊田副会長】

各漁協でブリは獲れているのでしょうか。当漁協では２～３日前に５～６キ

ロのブリが2匹釣れているのを見たところです。

【三宅委員】

当漁協では、サワラ流網漁業でヤズくらいのサイズのものが獲れています。

【山口委員】

日生では時々つぼ網で獲れています。

【三宅委員】

ブリが獲れた場合には、TACシステムや漁獲日誌で報告すればよいのでしょうか。

【濱崎総括参事】

漁協の電算システムからデータを頂いている漁協については、項目の中にブリが入っているので、これまで通り報告いただければ結構です。

そうでない漁協においては、毎月報告いただいている漁獲成績報告で報告いただきたいと思いますので、御協力よろしくお願いします。

【井本会長】

他に御意見もないようですので、第3号議案「知事管理漁獲可能量の設定について」、25ページに答申案をつけておりますが、案のとおり答申してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

御異議がないようですので、案のとおり答申することといたします。

他に何かありますか。

【山口委員】

底びき網漁業の漁具の件について、日生町漁協から要望しており、6月20日に県水産課の方々が漁協に来て話をしましたので、その内容を説明していただきたいと思います。

またこの件について、海区委員の皆様に聞いていただき判断してもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

【濱崎総括参事】

これまで組合長会議や1月の海区委員会において、日生町漁協から兵庫県との底びき網漁業の入会操業について、情勢の変化を踏まえた見直しの要望がありました。そして2月の兵庫県との連合海区委員会では、山口委員から兵庫県側に対し、今後、見直しのお話をさせていただきたいとの発言がありました。

山口委員からお話のあったとおり、6月20日に東部地区4漁協の方々と集まり、兵庫県との入会調整に向けた対応方針について、まずは岡山县内での意見を取りまとめるための協議をしたところです。

【小谷委員】

入漁については過去から様々な問題が起きていますが、今回はどのような問題なのでしょうか。

【濱崎総括参事】

底びき網漁業の戦車こぎ網漁具の桁の大きさが両県で異なることや、操業方法が異なることが主に挙げられています。その他、漁業情勢の変化や資源の減少を踏まえ、協定を見直して欲しいという要望が上がっています。様々な問題が関わるため、兵庫県側にどのように話を持って行くのか、現在関係漁協で話をしているところです。

【小谷委員】

関係漁協で話をした内容を水産課がとりまとめて、兵庫県と協議することになりますか。

【濱崎総括参事】

まずは岡山県として、どのような話を持って行くのかまとめる必要があり、その後、両県行政だけでなく、漁業者も入った形で意見交換を行うことを考えています。相手があることなので、こちら側の意見が全て通ることは難しいと思いますが、落とし所を見つける必要があると考えています。

【小谷委員】

底びき網の操業方法は個人の流儀があるので、県から話をしても上手くいかないと思います。

漁具については、岡山県の漁具は、兵庫県よりも小さいと聞いています。岡山県の漁具に合わせて漁具を小さくして欲しいと、兵庫県にお願いしても難しいと思いますが、岡山県に合わせた小さい漁具でないと入漁を認めないとするのでしょうか。または岡山県の漁具を大きくするのでしょうか。

【三宅委員】

兵庫県の漁業者が使用している漁具が、岡山県の日生地域で使用されている漁具よりも大きいと聞いています。兵庫県の漁業者に漁具を小さくしてもらうことは難しいと思いますし、岡山県の漁業者が直ちに漁具を大きくすることも現実的ではないと思います。地元漁協は、今後漁具を更新する際には、兵庫県と同じ大きさを認めて欲しいと要望していると聞いています。

【小谷委員】

兵庫県の漁具に合わせて岡山の漁具を大きくするか、岡山県に合わせた小さい漁具でないと入漁を認めないとするか方法は2通りあります。後者の場合には、岡山県に入漁する隻数が少なくなるため、岡山県の漁船の漁獲量が増える可能性があります。

しかし岡山県が漁具の大きさの制限を緩和しないと、岡山が兵庫県に難しい条件を押しつけることになります。兵庫県に合わせる方が、波風は立たないと思います。

【柴田委員】

兵庫県との入会漁場で戦車こぎを操業しているのは、日生と牛窓です。牛窓の漁業者は二週間くらいの間操業していますが、日生はずっと使っているようです。岡山県の漁具の制限を少し大きくしてもらえれば、兵庫県と一緒になるのですが、それを認めてもらえないという状況です。

【豊田副会長】

県内漁業者の意見としては、兵庫県に合わせて欲しいという思いもあるのではないのでしょうか。

【小谷委員】

岡山県の漁具の制限を緩和した方が、兵庫県に話を押しつけることが無くなるのではないのでしょうか。

【石飛課長】

様々な案を含め、お互いにどうしていくのかを考えて話し合う必要があります。山口委員からは、この場で委員の皆様で判断してほしいとのことですが、この場で皆さんの意見を聞いて判断することはできません。相手があることですから兵庫県としっかりどう摺り合わせていくか、話し合っ解決するしかないと思います。

その結果、岡山県の漁具を大きくするのか、兵庫県の漁具を小さくするのか、または別の方法があるかもしれませんし、そういう落とし所があるのかどうかも含めて話し合っていきたいと考えています。

【井本会長】

仮に東部地区で桁を大きくした場合、他地区の同漁具についても問題なければ、県下で大きさを統一した方がよいのではないのでしょうか。

【三宅委員】

寄島にも戦車こぎ網はありますが、操業区域が遠い漁場に限られるため、戦車こぎ網ではない桁こぎを操業しています。

【山口委員】

兵庫県の漁業者は基本的には9尺の漁具を使っていますが、上限はもっと大きいそうです。日生町漁協としても兵庫県と同様としてほしいですが、制限が緩和されれば漁業者間で話し合い、大きさの基準を定めたいと思います。

兵庫県に対し漁具を小さくしてほしいとか、入漁してこないでほしいなどと、漁業者同士では言えないと思います。これらの問題を抱えながらも家島の漁業

者とも仲良くしています。

【小谷委員】

兵庫県に言えないのであれば、改善策としては、岡山県の漁具を大きくすれば、岡山県の漁業者は満足するのでしょうか。

岡山県の漁具の大きさに合わせて欲しい、合わせられないのであれば入漁を遠慮してもらえないかと兵庫県に言えば、漁場が広く使えることにはなりますが、実際はハードルが高いと思いますので、やっぱり岡山県の漁具の大きさを大きくするのがよいのでしょうか。

【山口委員】

入会の条件を変えることは大変なことです。

【石飛課長】

今は兵庫県との話をしていますが、香川県との入会でも皆さんで苦労しながら知恵を絞ってすり合わせてきましたので、兵庫県とも同じように知恵を出しながらすり合わせていきたいと思っています。

【小谷委員】

岡山県の漁業者であっても、岡山県の漁場で遠慮しないといけない、漁具が小さいという状況です。私は香川県に入漁しており逆の立場ではあります。しかし何とかして操業を続けていかないとはいけません。

【山口委員】

底びき網漁業を操業しているのは若い漁業者が多いので、少しでも生活の足しになれば良いと思い、要望しています。

【小谷委員】

若い漁業者はなおさら自分たちの漁場でなぜ兵庫県と同じ漁具が使えないのかと、不満に思う人もいるでしょう。昔の人はある程度歩調を合わせながら来ているという経緯を踏まえ、理解する人もいるでしょう。

【山口委員】

なるべく早く前に進むようお願いします。

【井本会長】

相手もあることですので、県と相談しながら進めてください。私の地元地区では、香川県の組合長方と集まり、話し合いを重ねて問題を解決してきました。

【豊田副会長】

日生地先の海域で、香川県は入漁していないのでしょうか。

【山口委員】

入漁していますが兵庫県ほど隻数が多くありません。兵庫県は11月頃から多数入漁しており、一週間くらい操業されると何も獲れなくなります。以前カ

キ養殖をしていたときには、底びき網のことはあまり気にしていませんでしたが、カキ養殖を辞めて底びき網を周年操業すると、漁場に入漁している兵庫県の漁船が多いことに驚きました。

【三宅委員】

この話に関連して、私の地域でも香川県の底びき網漁業の越境が見られています。漁業者間の話し合いを行い、様子を見ることにしていましたが、浅口市の地先では依然として目の前まで来ており、引き続き越境が見られていますので、浅口市の地先においては、お互いに遠慮するということを提案したいと思っています。

【小谷委員】

その話は2年前から出ていた件でしょうか。

【三宅委員】

そうです。相互入会ということで隻数を15隻ずつに合わせ、県境付近で操業できるものですが、県境付近を越えて岸近くの操業が見られ、岡山県の底びき網漁業と操業上の問題が起きていました。これまでも香川県の漁業者と話をしており、様子を見ることにしていましたが、改善が見られないためお互いに遠慮してはどうかと考えています。

【濱崎総括参事】

寄島町以西の漁協が香川県の関係漁協と話をして、県境付近という操業区域を設定し、入漁協定を締結したものですので、もし変えるのであれば、まずは関係者が再び集まり、話をしながら進めていくことになります。

【三宅委員】

最終的には海区に諮る話になりますので、当漁協としてはそのような意見があることをまずは皆さんに知っていただきたいと思います。連合海区委員会の直前に話を出してもいけないので、今お話をさせていただきました。

【石飛課長】

まずはこの場で状況を報告していただいたと受け止めています。前回の連合海区委員会が終わった後、具体的な操業について関係漁業者間で話をした上で様子を見ることとしましたが、その結果、向こうの操業が目には余るというお話だと思いますので、次は再度、相手方との話が必要になります。

この場でお話をいただいたので、これをもって連合委員会に諮るということにはなりませんので御理解いただきたいと思います。

【三宅委員】

ここで話をしたからといって、連合海区委員会ですぐに協定を変えられるとは思っていません。連合海区の直前に話をしても間に合わないため、準備のた

めに今お話ししたものです。

【井本会長】

もう一度、両県の漁業者で会って話をしてみようと思います。

【石飛課長】

それが必要だと思いますので、是非よろしくお願いします。

【井本会長】

私の漁協の漁業者からも、同じような意見があります。これから話をしたい
と思います。

【井本会長】

他によろしいでしょうか。

【全委員】

(意見なし。)

【井本会長】

以上で議事は終了しましたが、事務局から何かありますか。

【日比野主任】

今後の委員会の開催予定ですが、10月に区画漁業権に係る審議を予定して
おり、11月に区画漁業権、知事管理漁獲可能量の設定、委員会指示の審議を
予定しています。

【井本会長】

それでは、これをもちまして第551回岡山海区漁業調整委員会を閉じさせ
ていただきます。ありがとうございました。

終了時刻：14時13分

上記のとおり議事の顛末を記し、事実と相違ないことを証する。

令和7年6月25日

会 長

議事録署名委員

議事録署名委員
